

令和7年度第2回岩手県子ども・子育て会議

日 時： 令和8年2月3日（火）14：00～15：30

場 所： 盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 部会委員の指名について
- (3) いわてこどもプラン（2025～2029）について
- (4) 困難を抱える子どもや子育て世帯への支援について

4 報 告

- (1) 第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果の報告について

5 閉 会

令和7年度岩手県子ども・子育て会議 委員名簿

任期：令和9年11月30日

区分	分野	所属団体	職名	委員	備考
子どもの保護者	保育所保護者	かがの・ohana保育園2H会		藤村 聖	欠席
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	日野岳 史乗	
	小・中学生保護者	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	山口 真樹	欠席
子ども・子育て支援事業者	教育・保育	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	稻田 泰文	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
		岩手県私立保育連盟	会長	高橋 学	
		岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	副会長	山本 ゆかり	
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	
		全国認定こども園協会岩手県支部	事務局長	内田 量樹	新任
	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	事務局長	千田 志保	
		社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	常務理事兼事務局長	藤澤 良志	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局役員	橋本 有紀	
		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	長崎 由紀	
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	○ 佐藤 千春	新任
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝	
		岩手県母子寡婦福祉連合会	副会長	米田 千賀子	欠席
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	副学長	高橋 聰	
		盛岡大学短期大学部	教授	◎ 大塚 健樹	
その他知事が 必要と認める もの	行政	大船渡市こども家庭センター	所長	川内 利誉	新任
		葛巻町健康福祉課	課長	大石 和人	新任
	教育	岩手県小学校長会	専門委員	内田 留美子	欠席
		岩手県中学校長会	常任理事	佐々木 秀毅	
	保健医療	岩手県医師会	常任理事	金濱 誠己	欠席
		岩手県医師会	常任理事	吉田 耕太郎	
	労働	岩手経済同友会	専務理事・事務局長	中島 勝志	
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長	鈴木 圭	
	報道	株式会社岩手日報社	記者	長澤 有希	新任
	公募			小野寺 悠来	新任
				田代 真由子	新任
				出川 明香莉	新任

◎：会長 ○：副会長

【事務局】

部局名	課室名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援室	企画理事兼保健福祉部長	野原 勝
		室長	前川 貴美子
		特命参事兼次世代育成課長	高橋 正志
		子ども家庭担当課長	金野 昇
		主任主査	目時 麻由
		主査	藤村 翔
		主査	小野寺 志保
		主任	坂本 瑞歩
		主事	菊池 太良

【関係室課】

部局名	課室名	職 名	氏 名
環境生活部	環境生活企画室	企画課長	吉田 知教
	県民くらしの安全課	食の安全安心課長	阿部 嘉智
	若者女性協働推進室	主査	佐藤 友善
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	荒井 祐輔
	健康国保課	国保担当課長	佐々木 卓也
	障がい保健福祉課	主査	石田 俊幸
	医療政策室	医務主幹	神田 悟
教育委員会事務局	教育企画室	主任主査	女鹿 光介
	保健体育課	主幹兼保健体育担当課長	粒來 幸次
	生涯学習文化財課	主任社会教育主事	佐藤 真

令和7年度岩手県子ども・子育て会議 座席表

日 時： 令和8年2月3日(火)14:00～15:30

場 所： 盛岡市勤労福祉会館5階大ホール

○
会長

日野岳委員 ○

稻田委員 ○

芳賀委員 ○

○ 高橋(学)委員 ○

○ 山本委員 ○

○ 今西委員 ○

○ 内田(量)委員 ○

○ 千田委員 ○

○ 藤澤委員 ○

○ 橋本委員 ○

○ 長崎委員 ○

○ 佐藤(千)委員 ○

傍聴席・記者席

○ 佐藤(孝)委員

○ 高橋(聰)委員

○ 大塚委員

○ 川内委員

○ 大石委員

○ 佐々木委員

○ 吉田委員

○ 中島委員

○ 鈴木委員

○ 長澤委員

○ 小野寺委員

○ 田代委員

○ 出川委員

事務局

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事務局
特命参
事

部長

室長

子ども家庭
担当課長

事務局

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

環境生活部

保健福祉部

教育委員会事務局

いわてこどもプラン（2025～2029）について

概要說明

用語の整理

「子ども」の定義について

本計画における「子ども」は、国の「子ども基本法」や「子ども大綱」などを勘案し、「心身の発達の過程にある者」とする。

「子ども」の表記について

特別な場合（※）を除き、原則として、平仮名表記の「子ども」を用いる。

※ 法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合、いわてで育む条例第2条の用語の定義による「子ども」を対象とした取組等を示す場合、他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる場合など)

(参考) 本計画における子ども以外の表記

若 者：思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者

青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで

ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※ 「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合がある。

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するもの。本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としているもの。

いわての子どもを健やかに育む条例の基本理念

- ① 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。
- ② 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- ③ 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

こども大綱の6つの基本な方針（日本国憲法、こども基本及び子ども権利条約の精神に則っている）

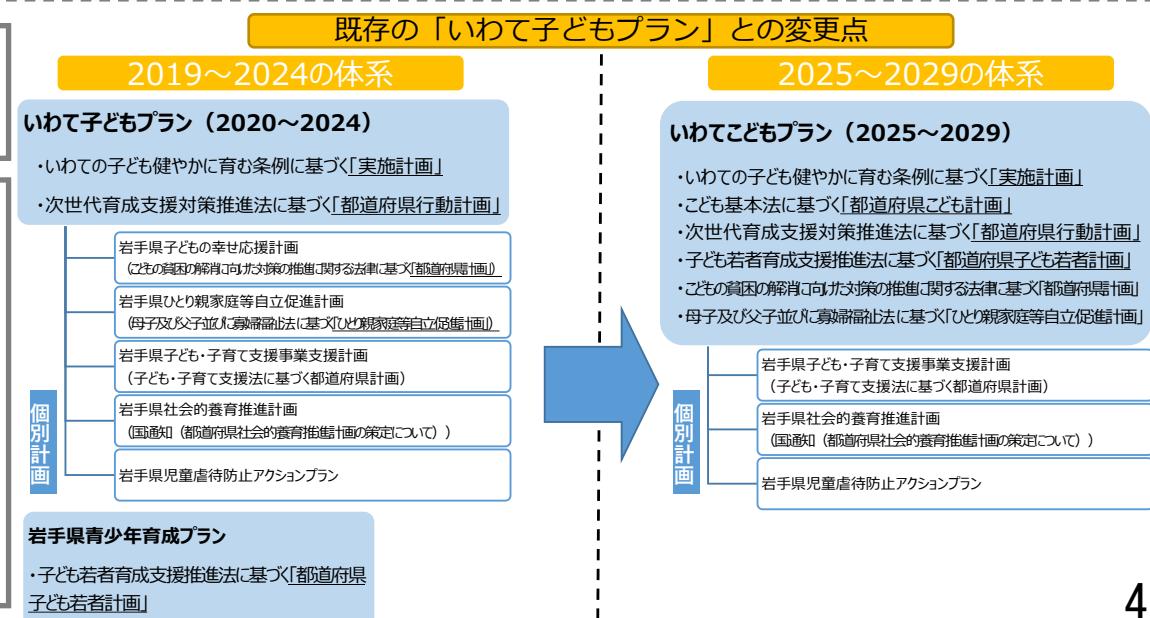
- 1 こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの中長期の最善の利益を図ること
- 2 こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- 4 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- 6 施策の総合性を確保することその最善の利益を考慮して行われなければならない。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 関係計画との関係

いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進し、各政策分野の子ども・子育て支援に関する施策を、条例や、こども大綱等に基づき、横断的に進めるもの。また、県の各種関連施策に関する計画と調和を保ちながら、推進していく。



第2章 こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 個別の施策テーマごとに、統計等に基づき「こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状」を整理。

○ こどもの権利の状況

- ・ こどもにとって最もよいことを考えてもらえること 小4～6) 54.6%
- ・ すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること 小4～6) 71.6%
※ こどもの権利だと思っているものの割合

○ 婚姻を取り巻く状況

- ・ 未婚率(50歳時) R2) 男性 28.92%(H27:26.16%)
女性 16.32%(H27:13.07%)
- ・ 婚姻件数 R5) 3,376人 (H30:4,439人)

○ 出産環境の状況

- ・ 母の第1子出産平均年齢 R5) 30.3歳(H30:30.0歳)
- ・ 分娩取扱医療機関 R4) 22件(H30:29件)

○ 自己肯定感を持つ児童生徒の状況

R5)中 79.1% (H30:76.9%) 小 82.0% (H30:82.3%)

○ こどもの社会的自立等の状況

- ・ 高卒者就職内定率(県内) R6.3) 71.5%
- ・ 大卒者就職内定率(県内) R6.3) 39.1%

○ こどもの貧困の状況

- ・ 収入150万円未満の世帯
R5) 12.8%

○ ひとり親家庭の状況

R5) 母子世帯 8,992世帯(H30:11,301世帯)
父子世帯 828世帯(H30:1,205世帯)

○ 要保護児童等の状況

- ・ 要保護児童数 R5) 174.9人(H30:179.1人)
- ・ 里親委託率 R5) 19.7% (H30:22.3%)
- ・ ヤングケアラーの状況 R4) 43件(R2:34件)
※県内市町村の要保護児童対策地域協議会で支援対象として登録されている児童のうちヤングケアラーと思われる数

○ 仕事環境の状況

R5) 総実労働時間 1,742.4時間(H30:1,840.8時間)
R5) 共働き世帯の男性の家事時間割合 43.0%
(H30:40.7%) ※ 週平均、女性の家事時間に対する割合

○ 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況

- ・ いわてこどものケアセンター相談件数
R5) 1,646件

第3章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

【「こども大綱」などの国の動きから求められること】

1 こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障

2 こども・若者の視点の追加

3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援

【現状(第2章)を踏まえた克服すべき課題】

1 こども・若者の権利の保障

多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障

2 婚姻行動の変容

結婚支援、若者のライフプラン形成支援及び若年層の賃金等向上策の強化

3 安心して出産できる環境の整備

- ・悩みを抱える妊産婦等を早期発見、相談支援
- ・医師確保や周産期医療機関の機能分担と連携
- ・救急搬送体制の充実強化
- ・不妊に悩む夫婦の総合的な支援

4 自己肯定感や有用感を育む教育の推進

多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成

5 こども・若者の社会的自立に関するこ

こども・若者やその保護者等が必要な支援を受けられる体制づくり

6 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- ・就労支援の充実、教育の支援、相談支援の更なる強化
- ・親の妊娠・出産期からの相談支援の充実・居場所づくり

7 ひとり親家庭の支援の更なる充実に関するこ

- ・就労支援、教育支援、相談支援等の更なる充実
- ・関係機関の連携強化による体制整備

8 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実等

児童相談所、市町村の相談体制の充実、関係機関との連携強化

9 社会的養護を必要とするこどもたちに対する環境整備

里親委託の推進、児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実

10 仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ・市町村と連携した、子ども・子育て支援の充実
- ・仕事と子育ての両立に向けた環境整備(働き方改革等)

11 東日本大震災津波の経験を踏まえた子どものこころのケア

中長期的なこころのケアなどの支援

12 自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響

第4章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中で子どもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて

子どもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もが子どもをすこやかに育みやすく、子どもが幸せに育つことができるいわて

2 目指す姿指標

合計特殊出生率、男性の家事時間割合、総実労働時間、自己肯定感を持つ児童生徒の割合

＜考え方＞

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」等の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定する。

※ 年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標を設定。当該プランは令和8年度までを計画期間としているため、次期プランの策定時点で、年度目標値を置き換える

3 推進する施策

- | | |
|---|--|
| (1) こども若者・若者の権利を保障し、最善の利益を図る | (5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する |
| (2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する
(誕生前から幼少期まで) | (6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する |
| (3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期) | (7) 東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けたこどもや保護者を支援する |
| (4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期) | |

第4章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体的な取組(案)(一覧)

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

- ア こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めています
- イ 子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します
- ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

ライフステージごとの推進施策

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する

(誕生前から幼少期まで)

- ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します
- イ 安全・安心な出産環境を整備します
- ウ 多様な保育サービスの充実を図ります

(3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

- ア 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます
- イ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】
- ウ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【德育】
- エ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】
- オ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- カ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります
- キ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます
- ク 地域に貢献する人材を育てます

(4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期)

- ア 個性や主体性を發揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します
- イ 愛着を持つ地域づくりを推進します
- ウ 青少年を非行や事故から守る環境づくりを推進します
- エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します

(5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

- ア こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します
- イ 児童虐待防止対策を推進します
- ウ 社会的養育体制の充実を図ります
- エ ひとり親家庭の自立を支援します
- オ ヤングケアラーの支援体制を構築します

(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

- ア 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります
- イ 心身ともに健やかに生活できる環境をつくります
- ウ 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- エ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます
- オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります
- カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります
- キ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します
- ク 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくります
- ケ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します
- コ若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

(7) 東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けたこどもや保護者を支援する

- ア 被災によるトラウマ等を抱えるこどもや保護者を支援します
- イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します

第5章 計画推進に向けて

1 計画の推進のための役割

保護者	自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むこと。
子ども・子育て支援機関等	子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
事業主	その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
県民	子ども・子育て支援についての关心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
市町村	住民に一番身近な存在として、こども施策の主体的な役割を担っており、国のことども大綱や都道府県こども計画を勘案して、県、関係機関、団体等との連携の下、住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細やかな施策を実施すること。

2 計画の推進体制

「岩手県子ども・子育て会議」、「岩手県青少年問題協議会」等の場を通じて、年齢及び発達の過程に応じてこどもを含めた県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図る。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

- ・ 計画の実施状況は、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表
- ・ 「岩手県子ども・子育て会議」等の意見や、近年多発する自然災害、不測の社会経済環境の変化を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努める。

推進する施策の主な指標

施策	主な指標	単位	現状値 (R3)	R6実績	計画目標値 (R8)
(2)	「いわて子育て応援の店」協賛店舗数	店舗	2,225	2,500	2,800
	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数〔累計〕	事業者	75	483	515
(3)	多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合	%	小 77	小 73	小 80
			中 81	中 76	中 84
			高 90	高 87	高 90
	学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合	%	小 85	小 90	小 88
			中 85	中 89	中 88
			高 90	高 92	高 90
(4)	青少年活動交流センター利用者数（作品応募者数を含む）	人	8,842	25,093	23,000
	いわて若者交流ポータルサイトアクセス数	件	61,827	92,036	79,500
(5)	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	市町村	24	30	33
	困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合 （※5年に1回の調査）	%	(R5) 母子 31.2	—	—
			(R5) 父子 16.7	—	—
(6)	いわて働き方改革推進運動参加事業者数〔累計〕	事業者	680	1,106	1,350
	年次有給休暇の取得率	%	56.1	63.5	65.0

※ 計画目標値等は、いわて県民計画（2019～2028）次期アクションプランの策定過程等で、置き換え

※ 「いわてこどもプラン（2025～2030）」の指標から一部を抜粋したものであること。

推進する施策の令和7年度の取組状況

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する (ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します)

「いわて子育て応援の店」 
協賛店一覧がマップになりました!

登録不要で
妊婦さんと子連れの「子育て家庭」の**全員**が使える!



登録店舗 2,027店舗(R7.11.1時点)
■ にこにこ店 (744店舗)
【割引・特典】

- 小学生以下のお子さまデザート無料!
- 来店時に無料でハンドトリートメント! …等!

■ ほのぼのの店 (1,537店舗)
【お出かけ配慮】

- 授乳スペースあり!
- ベビーカーのままOK! …等!



■ 「いわて子育て応援の店」のマッピング

おでかけ先などで、近くの「いわて子育て応援の店」がスマホからでも探しやすいよう、グーグルマップを活用し、全店舗をマッピングしました。

■ いわて子育て応援の店とは?

妊婦と、お子さん連れの「子育て家庭」に、「いわて子育て応援の店」から商品の割引や特典、優先席や授乳スペースの提供など、さまざまなサービスが受けられる取組。登録店は2,000店舗以上

店舗での
目印はコチラ




にこにこ店
料金の割引や特典などのサービスを提供するお店



ほのぼの店
子育て家庭が出かけやすいような環境などに配慮したサービスを提供するお店

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する (ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します)

■企業と連携したタイアップ広告

※いわてで生み育てる県民運動の一環として実施

いわての子育てにやさしい企業や女性の活躍の促進に取組む企業を取材し、これから事業に取り組む企業への参考とするため、CM及び県公式YouTubeチャンネルにおいて紹介することとしています。

1 建設関係(建設コンサル関係含む)

- ①アースデザイン
コンサルタンツ(大船渡市)
- ②北日本朝日航洋(盛岡市)
- ③菊地建設(宮古市)
- ④佐藤建設(田野畑村)
- ⑤水清建設(盛岡市)



2 食料品製造等

- ①タニムラフードサービス(久慈市)
- ②ベアレン醸造所(盛岡市)



3 システム開発

- ①アイディーエス(奥州市)



4 その他

- ①県人事課



「いわてで生み育てる県民運動」とは

県では、結婚・出産は個人の自由な意思決定に基づくものであることを基本としつつ、地域社会全体で子育てする方々や子どもを温かく見守る環境づくりに取り組む機運を醸成するために実施している運動の一環で取組んだものです。

(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する (ア 安心してこどもを生み育てられる環境をつくります)



MCL盛岡外語観光＆ブライダル専門学校
(左) 川守礼菜さん、(右) 工藤 唯香さん

■県民や企業向けセミナーの開催

※いわてで生み育てる県民運動の一環として実施

女性が安心して働き、妊娠・出産子育てができる環境をつくるためには、女性特有の健康課題への取組が重要であることから、SRHR※1やプレコンセプションケア※2について、県民一人ひとりが理解を深めるため、「女性の健康支援から男女ともに働きやすい職場づくりへ」をテーマにセミナーを開催しました。

また、MCL専門学校合同母子手帳製作チームによる「母子健康手帳の取組」について紹介しました。

※ 1 SRHR (Sexual and Reproductive Health and Rights) (セクシャル アンド リプロダクティブ ヘルス アンド ライツ) の略)
性と生殖の健康と権利。すべての人が自分の体や性について自由に考え、選択し、尊重され、体の自己決定権を持つこと

※ 2 プレコンセプションケア (略してプレコン)
性別を問わず適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うこと

R6年度MCL専門学校合同母子手帳製作チーム作品紹介

裏

■右側(表面)
岩手山と県特産のリンゴを母親と赤ちゃんに見立てたもの。

表

■左側(裏面)
岩手山やリンゴの他、本県の豊かな自然を表現し、岩手県全体で赤ちゃんを大切に見守っているもの。

県内12市町村に配布



(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する (ア 安心してこどもを生み育てられる環境をつくります)

■インフルエンサーとのコラボ企画

※いわてで生み育てる県民運動の一環として実施

県内のさまざまな屋内の遊び場や、こどもと一緒に利用しやすい飲食店等について、県内在住のインフルエンサーがInstagramで情報発信をしています。

The image displays six Instagram posts arranged in two rows of three. Each post includes a QR code linking to the influencer's profile.

- はなさん**: 子育てサポートセンター(盛岡市)、道の駅 いわて北三陸(久慈市)
QR code: @HANA_IWATEODEKAKE
- ゆきのさん**: 花と泉の公園(一関市)、ボードゲームカフェ「hang out」(奥州市)
QR code: @YUKINO_IWATE
- たべるもりおかさん**: 海の幸ふるまいセンター&DACCO(大船渡市)、齋&岩手県立児童館いわて子どもの森(一戸町)
QR code: @428STUDIO

<県内の屋内遊び場(15カ所)とこどもと利用しやすい飲食店(一部を紹介)>

はなさん…子育てサポートセンター(盛岡市)、道の駅 いわて北三陸(久慈市)

ゆきのさん…花と泉の公園(一関市)、ボードゲームカフェ「hang out」(奥州市)

たべるもりおかさん…海の幸ふるまいセンター&DACCO(大船渡市)、齋&岩手県立児童館いわて子どもの森(一戸町)

令和7年度第2回子ども・子育て会議

【意見交換テーマ】 困難を抱えるこどもや 子育て世帯の支援について

～R7年度の児童虐待防止の取組から考える～

令和8年2月3日
保健福祉部子ども子育て支援室

- 前回会議(9/17)では、「こども・若者からの意見聴取の取組」をテーマに、各委員から御意見をいただきました。
- その中で、「声を聴かれにくいこども・若者」への配慮に係る意見が多かったことから、今回は、「次期児童虐待防止アクションプラン」の策定に向けた取組を紹介させていただきながら、**こどもの意見を聴き、県の施策に反映させる取組をよりよいものにするための方策について**、御意見をいただければと思います。
- あわせて、虐待対応の充実に向けて、こどもと関わるすべての支援者が、こどもや親の問題の背景に**「トラウマ(心の傷)があるかもしれない」との視点を持ち、支援を行うことができるようになるために必要な取組について**、御意見をいただければと思います。

前回会議で委員からいただいた意見①

- ・ 声を聴かれにくいこどもたちの方にも視野を向けていただければ、よりよい意見が集まるのではないか
- ・ (現状)意見を言っていいのだというような雰囲気が醸成されているわけではない
- ・ こども自身が安心して話していいのだと思えるような関係性や環境は、聞く側である大人の姿勢がすごく大事
- ・ 子どもの権利条約や子どもの権利について、こどもだけではなく大人にも知ってもらうために、アンケートまたはワークショップを行うことにより、広がっていけばよいのではないか
- ・ こどもたちは、現状の所もすごく不安を抱えているのかなと思っている

前回会議で委員からいただいた意見②

- ・（意見表明等支援員が施設に入ることにより）いろいろな子どもたちの本音、今まで聞かれなかつた本音が聞かれるのではないか
- ・「県は自分たちの味方なのだ」ということを感じてもらえば、子どもたちも意見を言いやすいと思うし、助けてという声も出しやすいのかなと思う
- ・（子どもたちは）小さな挫折を子どもの頃から色々と積み上げていくかと思う。（うまくいかなかつた人たちの話など）振れ幅を子どもたちや若者に見てもらうということは非常に大切なこと
- ・「意見を表明してください」と言われて、意見を表明することは、非常にハードルが高い

前回会議で委員からいただいた意見③

- ・ 沈んだ意見を拾ってこそ、広く行政のためになるものが完成されてくるような気がする。どういうふうに拾つていけるのかという手法、方法論を考えたほうがいいのかなというような気がしている
- ・ 本当に聞きたいのだというような熱量を、聞く側がどれだけ持っているかというのは、非常に大切なこと
- ・ 本音を話せないということもたちの気持ちや考え方、どうにかして汲み上げないとならないと思う

声を聴かれにくいこども・若者たち

「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」
(こども家庭庁)には

- 不登校のこども、中退した若者
- 障害児・医療的ケア児、外国人のこども・若者
- 社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者
- 虐待を受ける、または受けたことがあるこども・若者
- 性的マイノリティのこども・若者
- いじめを受ける、または受けたことがあるこども・若者
- 乳幼児期のこども

などが例としてあげられていますが、本県では

- 東日本大震災津波で被災したこども・若者

にも配慮が必要です。

【R7の取組の紹介】

児童虐待防止に向けた取組

- ・県では、来年度からの5年間を計画期間とする児童虐待防止を目的としたプランを現在策定しています
- ・子どもにも理解できるよう、児童相談所の若手職員と一緒に「やさしい版」を作成しました
- ・プランの作成にあたっては、子どもモニターなど、**子ども・若者の声を聴き、その意見の反映**に努めています
- ・子どもモニターからの意見をいくつか紹介します

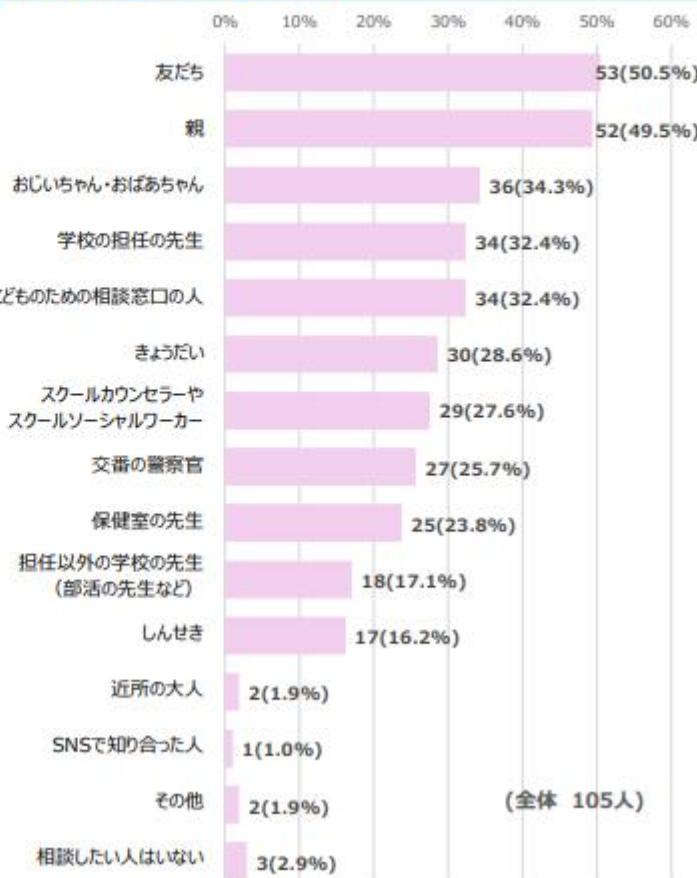


いわてこどもモニターの意見①

テーマ: 子どもの権利が守られ、子どもが大切に育てられる岩手を目指すために

問3 もし、あなたが問2で「虐待だと思う」と答えたことを大人からされたとき、 だれに相談したいですか。(いくつでも選んでください)

- 虐待を受けたときの相談相手として、「友だち」が
53人(50.5%)と最も多く、ついで「親」が52人(49.5%)となっています。また、「おじいちゃん・おばあちゃん」や「学校の担任の先生」など身近な信頼できる大人をあげる人も多くみられました。
- 一方で、「子どものための相談窓口の人」「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー」「交番の警察官」など、公的な相談先を選ぶ人も3割くらいいました。
- 「その他」では、『AI』、『友達の場合は、本当になんでも話すことができる友達』などの回答がありました。



いわてこどもモニターの意見②

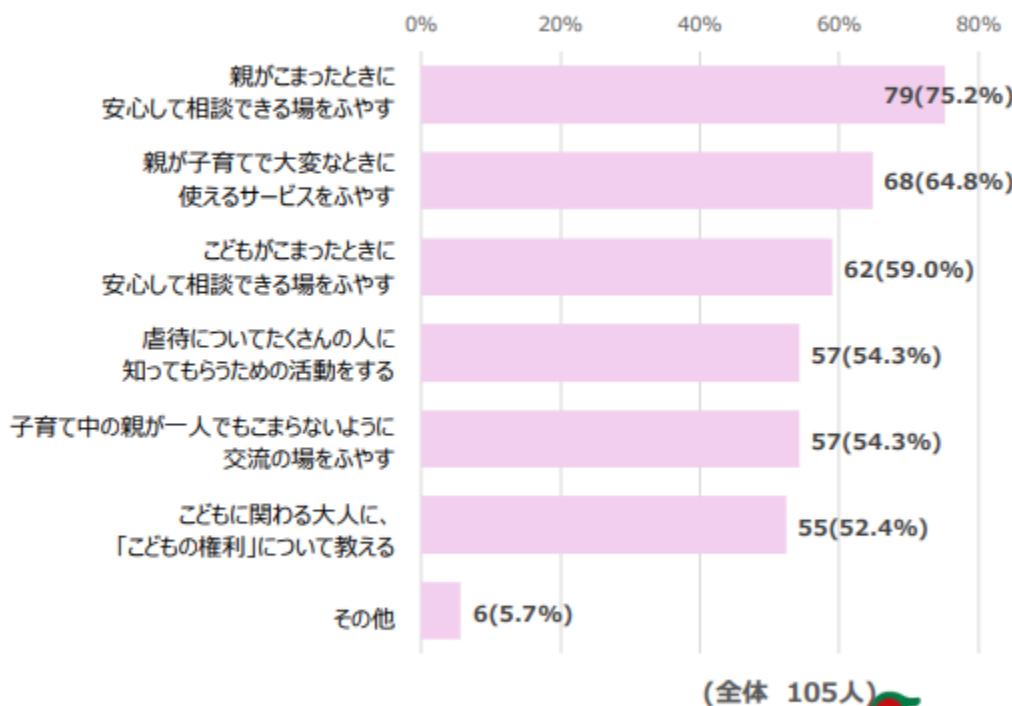
テーマ: 子どもの権利が守られ、子どもが大切に育てられる岩手を目指すために

問4 虐待がおこらないような社会にするために、大人たちはどんなことをすればよいと思いますか。(いくつでも選んでください)

- 虐待がおこらないような社会にするために必要なことについて、「親がこまつたときに安心して相談できる場をふやす」が79人(75.2%)と最も多くなりました。

- ついで、「親が子育てで大変なときに使えるサービスをふやす」や「こどもがこまつたときに安心して相談できる場をふやす」など、支援サービスや相談場所をふやすことが大切だと考える人も多いことがわかりました。

- 「その他」では、『虐待しないように経済的な余裕と心の余裕を持つ』などの回答がありました。

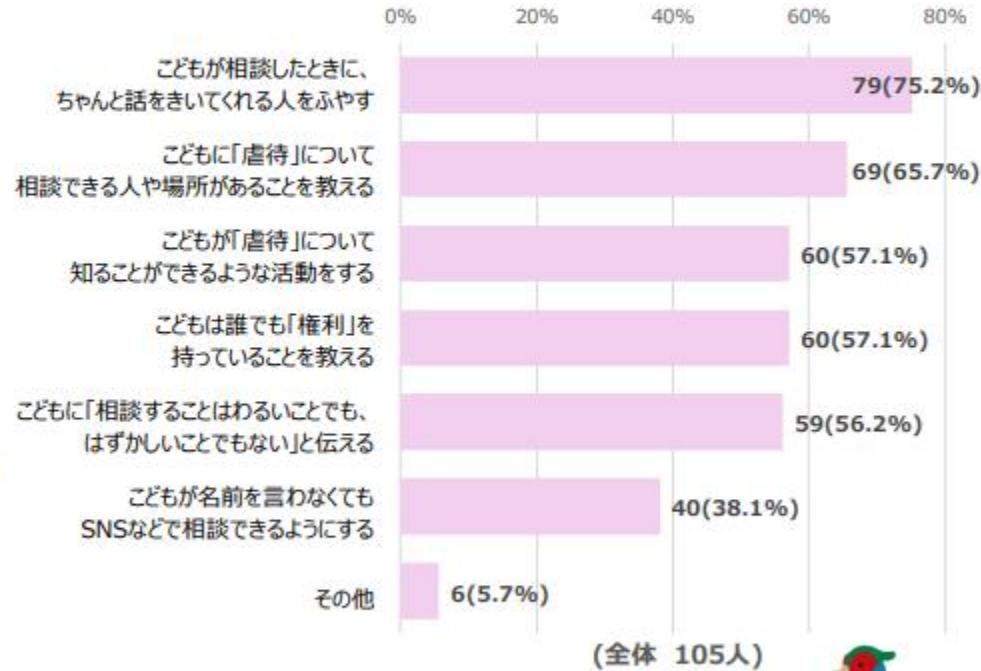


いわてこどもモニターの意見③

テーマ: 子どもの権利が守られ、子どもが大切に育てられる岩手を目指すために

問5 虐待を受けているかもしれない子どもを助けるために、大人たちは どんなことをすればよいと思いますか。(いくつでも選んでください)

- 虐待を受けているかもしれない子どもを助けるために必要なこととして、「子どもが相談したときに、ちゃんと話をきいてくれる人をふやす」が79人(75.2%)と最も多くなりました。
- 「子どもに虐待について相談できる人や場所があることを教える」「子どもに相談することはわざわざすることでも、はずかしいことでもないと伝える」など、子どもが安心して声をあげられる環境づくりを重視する回答が多くみられます。
- 「その他」では、『相談電話を、学校や公民館などのあまり人に聞かれないところにこっそりおく』という回答がありました。



子どもたちが求めていること ①

『お父さんやお母さんを助けてあげてほしい』

虐待がおこらない社会にするために、大人に求めていることは

- ・「親が困ったときに安心して相談できる場を増やす」(75.2%)
- ・「親が子育てで大変なときに使えるサービスを増やす」(64.8%)

など、親に対する支援でした。

いわての子どもたちは、親を責めるのではなく、支えることの大切さを理解している、と感じました。

こどもたちが求めていること ②

『こどもの話をちゃんと聴いてほしい』

虐待を受けているかもしれないこどもを助けるために、大人に求めていることは

- ・「こどもが相談したときに、ちゃんと話をきいてくれる人をふやす」(75.2%)

ことでした。

いわてのこどもたちは、悩みを抱えているこどもの話に耳を傾け、ありのままを受けとめることの大切さを理解している、と感じました。

子どもの意見を目指す姿に反映

次期児童虐待防止アクションプランの目指す姿

- いわてのこどもたちが虐待で命を失ったり、傷つくことのない社会を目指します
- 親もこどもも支えられ(※1)、こどもたちのSOSを受け止めることができる(※2)環境をつくります。
- 子どもの権利が尊重される岩手県を目指します。

※1: こどもモニターの意見(困っている親も支援してほしい)を反映

※2: こどもモニターの意見(子どもの声をちゃんときいてほしい)を反映

虐待経験者の声から学ぶ

- ・ 県内の虐待経験者の声を聞くことは難しかったため、自身の経験を語る活動を行っている若者を県外から講師として招き、学ぶ機会を設けました
 - ・ 本人の経験談から、次のような支援の重要性を学びました
 - ◆ 「心の傷をそのまま受けとめてもらえること」
 - ◆ 「言葉にならない表現を受けとめてもらえること」
 - ◆ 「アタッチメントの再形成が図られること」
 - ◆ 「自身のルーツを否定されないこと(親のことを悪く言わないこと)」
- など

心の傷(トラウマ)は親にも・・・

- 親への支援を行う際、「虐待する親自身もトラウマを抱えているかもしれない」という視点を持つことが大切です
- それにより、親を責めるのではなく、親のトラウマを理解し、支援につなげ、孤立を防ぐことにつながります
- 令和7年12月に改定された『こども虐待対応の手引き』においても、今回初めて「トラウマインフォームドケア」が明記されましたが、虐待を受けた子どものみならず、親への支援においても、重要な視点となっています

こども虐待対応の手引きにおける 5つの視点

今般公表された「こども虐待対応の手引き」(R7.12改定)において次のとおり示されました

- ① 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援
- ② 親子の再統合に向けた支援等子どものみならず保護者を含めた家庭への支援
- ③ 子どもの発達支援、自立支援の視点をもった支援
- ④ パーマネンシーを保障するための支援
- ⑤ こどもへの心理面からの支援

⇒新たに「トラウマインフォームドケア」の重要性が明記されました

トラウマインフォームドケア(TIC)とは

(「子ども虐待対応の手引き」(R7.12改定)から抜粋)

トラウマとは何か、その広範な影響、対応・応答の工夫、次なるトラウマ体験が起こりにくくする配慮について、誰もが知り、日常生活の中で関わっていくこと

子どもの心理面での支援 ①

(「子ども虐待対応の手引き」(R7.12改定)から抜粋)

- 虐待を受けた子どもの心理面からの支援方策を検討するにあたっては、子どもの発達や親子の関係性についての心理職によるアセスメントはもとより、**トラウマの影響を受けているかもしれない**との視点でこどもと接する必要がある
- 特に、子どもが再トラウマを受けないよう、また支援者も代理受傷をしないように、**子どもと関わるすべての支援者がトラウマインフォームドケア**を学び、実践できることが求められる

子どもの心理面での支援 ②

(「子ども虐待対応の手引き」(R7.12改定)から抜粋)

- これらの心理面での支援を円滑に行うには、児童相談所やこども家庭センター等の行政の虐待対応機関のみならず、ケアの提供を中心に担う社会福祉法人や医療機関、子どもが日常的な生活を過ごす保育所等や教育機関、地域での暮らしを支える市町村行政やNPO法人等、多機関・多職種の連携が不可欠となる
- 発達、親子関係、トラウマといった心理面の悩みや課題に対して連続的なケアを提供するため、これら関係機関との日常的な体制構築が望まれる

トラウマを抱えていることどもたち

トラウマは、虐待によるものだけではありません。

例えば…

- 地震、台風、洪水、家事などの災害で、こわい思いをした
- 大切な人が急に亡くなった、人が死ぬ場面をみた
- ひどくいじめられた
- 自分以外の人が、なぐられたり、けられたりしているのを見た
- つらい病気やケガをして、病院で痛くてこわい治療を受けた

こんな経験もトラウマになることがあります。

(「わたしに何が起きているの？」リーフレットから一部引用)

被災地における トラウマインフォームドケアの取組

- ・ 本県では、東日本大震災により被災したことの多くの多くが、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えるほか、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や親の心身の不調などによる影響も受けています
- ・ いわてこどもケアセンター(岩手医科大学に委託)では、開設以来、被災地においてトラウマインフォームドケアを実践し、多くのこどもや保護者のトラウマからの回復を支援しています。
- ・ こうした被災地におけるケアの実践から得られた知見や構築された支援体制等を、虐待等によるトラウマへの支援に活かしていくことも重要です

被災地における トラウマインフォームドケアの取組

- いわてこどもケアセンターの八木副センター長も、トラウマインフォームドケアの重要性について、次のようにお話しされています。

「いわゆる適応困難を示す子ども、青少年を目の前にしたときには、もちろん発達特性やアタッチメントの問題も、とても大事なポイントですが、そこにもうひとつ、このトラウマの視点を加えて、トラウマが隠れてないか、あるいはトラウマというものがどういう影響を子どもに及ぼすのか、知った上でケアするということがとても大事になります」

あらためて御意見をいただきたいこと

- スライドNo.7～13で「次期児童虐待防止アクションプラン」の策定に向けた取組を紹介させていただきましたが、**子どもの意見を聴き、県の施策に反映させる取組をよりよいものにするための方策について、御意見をいただければ**と思います。
- スライドNo.14～22で、心の傷(トラウマ)を抱えたこどもや親への支援の重要性について説明させていただきましたが、こどもと関わるすべての支援者が、こどもや親の問題の背景に**「トラウマがあるかもしれない」との視点を持ち、支援を行うことができるようになるために必要な取組**について、御意見をいただければと思います。

第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の 会議結果の報告について

【第1回支援計画部会】

1 会議日時

- (1) 会議名 第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会
- (2) 日時 令和7年11月6日(木) 13:15～14:15
- (3) 会場 岩手県公会堂14号室
- (4) 出席者数 部会委員6名中5名

2 議事内容

- 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025～2029)」改訂素案について
事務局から、法改正及び国の改正基本指針に基づき作成した改訂素案について説明し、意見を伺った。

【主な意見等】

- ・ 小規模園は研修参加が難しい実情があり、講師派遣等の柔軟な研修の確保が必要。
- ・ 3歳以上限定小規模保育事業については、既存の保育施設への影響が懸念され、地域ごとの影響を見極めて判断すべき。
- ・ 来年度以降の園児減少で保育士等の調整が生じる可能性があり、制度や事業の新設・拡充に伴う人材の需要や働き方改革への対応を見据える必要がある。
- ・ こども誰でも通園制度や3歳以上限定小規模など新制度の実際の需要はまだ不透明であり、利用状況や地域差を踏まえた評価が重要。

3 今後のスケジュール

第2回支援計画部会(2月上旬)において、最終案の協議を行うこととしている。